

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更の概要

平成 26 年 8 月
経済部 農政課

1 変更の趣旨

「農業の構造改革を促進するための農業経営基盤促進等の一部を改正する等の法律」が平成 26 年 4 月 1 日に施行され、農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）が一部改正されたことにより、法 6 条の規定に基づき市が策定している「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「構想」という。）について、法改正に関連する事項を変更する必要が生じたため、所要の変更を行うものであります。

なお、今回の法改正に伴う構想の変更は、法施行日（平成 26 年 4 月 1 日）から起算し、6 ヶ月以内（平成 26 年 9 月 30 日まで）に行う必要があるため、法改正に関連する事項及びその他最小限の変更のみを行うものであります。

2 変更の内容

以下に示す、法改正に対応する変更及び東日本大震災後の現状を踏まえた文言の修正を行うものです。

（1）「農地保有合理化事業」に関する事項から「農地中間管理機構が行う事業」への記述の変更

農地保有合理化制度の廃止に伴い、「農地保有合理化法人」の記述を「農地中間管理機構」へ変更し、同様に「農地保有合理化事業」を「農地中間管理機構が行う特例事業」及び「農地中間管理事業」へ修正するものです。

（2）「青年等の就農促進に関する事項」に関する記述の追加

法に伴い青年等就農計画制度が新設され、法基本要綱に計画認定制度が規定されたことに伴い、青年等の就農促進に関する基本的な考え方や就農支援、新たな農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標などの記述を追加するものです。

（3）震災発生以後の現状を踏まえた加筆修正

東日本大震災及び原子力災害の発生を受け、現状を踏まえた見直しを行い、本市農業の再生に関連した加筆修正を行うとともに、人・農地プラン作成と農地中間管理事業の活用等に関する記載を追加するものです。

3 施行期日

平成 26 年 9 月 30 日から施行する。